

労働災害が起ってしまったら、
あなたの会社ではどう対処しますか？

こんなときどうする

労働災害

＝会社の対応と責任＝

Q&A



「国の補償」から「損害賠償」「示談・上積補償」の問題までを、Q&Aで、やさしく解説！

【編集委員】

牛場 國雄（弁護士）

富田 武夫（弁護士）

村木 宏吉（労働衛生コンサルタント・
元労働基準監督署長）

【編集】

会社実務研究会

労働災害研究グループ

こんな疑問にお答えします!!

- ❓ 万一事故が起ったら、まず何をしなければならないか
- ❓ どんなケースが労災認定されているのか
- ❓ 国の補償を受けるためにはどのような手続きが必要なのか
- ❓ 会社としてどのような補償制度をつくれればいいのか
- ❓ 示談・訴訟への対応は？
- ❓ 労働災害を防止するための労務管理のポイントは？

B5判・加除式・全2巻
定価 本体15,000円＋税



事故が発生した際に必要な対応策・法的知識を約300の事例によりわかりやすく解説!!

事故発生

事故後の処置

労災認定される事故か?

本書の構成

第1編 労働災害に対する補償・賠償総説

労働災害全体について、法的な根拠を明確にしながら解説しています。

第2編 労災補償保険法に基づく国の補償

労災補償保険法に基づく国の補償について、認定基準や手続きを解説しています。

第3編 労働災害と会社の賠償

事故の形態別に会社の賠償責任を裁判例等を基に研究・検討し、詳しく解説しています。

第4編 労働災害と示談・上積補償

示談をする上での問題点や会社の上積補償制度の運用についてノウハウを紹介しています。

※負傷に起因する脳血管疾患および虚血性心疾患等

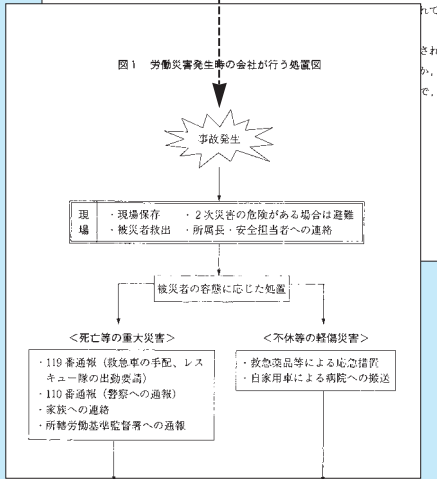


当工務店の鉄筋工Y男は、先日、ビルの新築工事現場で作業中、高3メートルの足場が脱落して頭部を打りました。すぐに救急車で院に搬送されましたが、1週間後脳出血で死亡しました。このような場合、業務上と認められ労災補償の対象となるのでしょうか。



Y男さんの事故そのものについては、墜落の危険のある箇所での作業の事故ですので、業務上であるといえます。この場合での問題は、Y男の頭部打撲による脳出血が死亡に至る原因のものとなつたか、死亡についてまで労災補償の対象とされるかどうかということです。このように負傷(断骨打撲)による疾病については、労働基準法施行規則表1の2第1号に規定する「業務上の負傷に起因する疾病」に該当するかにより判断されることとなりますが、この場合のような脳血管疾患にかかわる疾病については、医学上認められることとなります。

図1 労働災害発生時の会社が行う処置図



解説

1 業務上の負傷に起因する脳血管疾患および虚血性心疾患の「認定基準」

負傷による疾病が労災保険の対象になるには、労働基準法施行規則表1の2第1号に規定する「業務上の負傷に起因する疾病」に該当することが必要となります。そして、業務上の負傷に起因する脳血管疾患および虚血性心疾患に関しては、「認定基準」(昭62.10.26第620)が示されていますので、ここで示された認定要件を満たせば、業務上疾病と認められることとなります。

2 認定要件

- 業務上負傷後に発症したと認められる脳血管疾患および虚血性心疾患等であつて、次の①～③のすべての要件を満たすものは、労働基準法施行規則表1の2第1号に該当する疾病として取り扱うこととします。
① 負傷による損傷または症状と発症した疾病との間に、部位または機能的な関連が、医学上認められること。
② 負傷の性質および程度が疾病の発症原因となり得ることが、医学上認められること。
③ 負傷から症状の出現までの時間的経過が、医学上妥当なものであること。

3 取り扱う疾病について

上記の「認定基準」で取り扱う疾病については、次のとおりです。なお、脳血管疾患については、次の4から7により判断することとなりますが、二次性循環不全については、強度の機械的外力により急激に循環不全が引き起こされる病態であることから、負傷後に発症したか否かを確断し判断し

関連設問

- 過労死と脳血管疾患や虚血性心疾患等の認定基準
● 脳血管疾患や虚血性心疾患等の認定基準で取り扱う疾病の範囲
● 過重な業務により発症したとする心疾患

※内容構成・設問の表記は内容の更新により、実際の内容と異なる場合があります。

内容構成 (抜粋)

第1編 労働災害に対する補償・賠償総説

- I 労働災害の現状
II 労働災害と補償制度
1 労働災害と会社の補償(労働基準法を中心)
2 労働災害と国の補償(労災補償保険法を中心)
(1) 労災保険制度の目的・対象・成立等手続き、(2) 労災保険の給付、(3) 社会復帰促進等事業、(4) 費用負担(保険料、費用徴収等)、(5) 特別加入、(6) 不服の申立て
3 労働災害防止策
III 労働災害と会社の賠償責任
1 債務不履行
(1) 安全配慮義務違反による損害賠償責任、(2) 過労死と安全配慮義務、(3) 請負業者の従業員に対する安全配慮義務、(4) 立証責任、(5) 消滅時効、(6) 職場復帰、(7) 労働者の自己保健義務、(8) 会社の指定医による診断
2 不法行為
(1) 労働災害と会社の不法行為責任、(2) 立証責任、(3) 因果関係、(4) 消滅時効、(5) 共同不法行為、(6) 注文者責任、(7) 工作物責任、(8) 使用者責任
3 損害賠償
(1) 労働災害の損害賠償、(2) 包括請求・一律請求、(3) 過失相殺、(4) 寄与率によ

る賠償額の減額、(5) 労災保険金、厚生年金の控除

IV 労働災害と示談・上積補償

- 1 示談
○ 示談後の損害賠償請求
○ 労働災害の補償金の税務処理
2 上積補償
○ 上積補償と損害賠償との関係
○ 労災上積補償金額の現状

第2編 労災補償保険法に基づく国の補償

- I 災害発生時の処置と労災保険給付の流れ
II 負傷事故(死亡事故を含む)
1 就業中における災害の業務上外認定
(1) 作業中
○ 運転業務中、私病の発症により信号機に衝突して死亡した災害
(2) 作業の中断中
○ 業務のため外出中、帽子が風にとばされ、拾うとして負傷した災害
(3) 作業に伴う必要行為または合理的行為の中
○ 残業の夜食を調理中の災害
(4) 作業の準備行為または後始末行為の中
(5) 緊急業務中
2 勤務時間外における災害の業務上外認定
(1) 休憩時間中
○ 休憩時間に会社構内で行った球技中の負傷
(2) 事業場施設の利用中または施設内で行動中

- 独身寮で出た夕食が原因の食中毒
(3) 休日
○ 休日、緊急の呼出しを受け、出勤する途中の交通事故
3 事業場施設外における災害の業務上外認定
(1) 出張中、出向中の災害
(2) 赴任途上
○ 転動に備えて事前に身の回り品を運ぶ途中の交通事故
(3) 通勤途上
(4) 運動競技会、宴会その他の行事の出席中
(5) 療養中
○ 業務災害の療養中、転倒により同一部位の再骨折
4 その他の災害の業務上外認定
(1) 天災地変による災害
(2) 他人の暴行による災害
(3) 原因不明、その他の事由による災害
5 補償、給付手続き
(1) 療養
○ 業務外と思つても事業主が証明をする必要はあるのか
○ 通院費の支給基準と請求手続き
(2) 休業、(3) 治ゆ・再発、(4) 遺族補償給付
(5) 葬祭料
○ 社葬を行った場合の葬祭料
III 疾病事故(死亡事故を含む)
1 負傷に起因する疾病の業務上外認定(腰痛症を除く)
○ 負傷に起因する脳血管疾患および虚

- 血性心疾患等
2 負傷に起因する疾病以外の疾病の業務上外認定(腰痛症を含む)
(1) 危険有害作業による疾病
○ 有機溶剤による疾病
(2) 障害症、頸肩腕症候群、難聴、上肢障害、その他の疾患
(3) 脳血管疾患
○ 過労死と脳血管疾患や虚血性心疾患
(4) 虚血性心疾患
○ 過重な業務により発症したとする心疾患
(5) 精神障害(心困性障害)・自殺
○ パワーハラスメントにより労働者がうつ病を発症し、自殺した場合の業務起因性
3 補償、給付手続き
IV 障害が残った事故
1 障害補償給付の対象と等級
○ 労災保険でいう「治ゆ」の状態
(2) 身体部位別等級
2 障害補償給付手続き
V 通勤災害
1 給付の対象
(1) 通常の通勤途上での災害
○ 単身赴任者が会社から会社の寮に立ち寄り自宅へ帰る途中の災害
(2) 業務の関与で通勤経路を変更した場合の災害
(3) 事業場施設内での行事等に参加後の

労災補償保険法上の 手続きは？

示談・会社の上積 補償の問題は？

損害賠償（訴訟） への対応は？

第3節 補償、給付手続き

※脳血管疾患や虚血性心疾患等の労災補償の手続き

「脳血管疾患や虚血性心疾患等」について労災補償請求をする場合、業務中に事故にあって負傷した時の手続きと変わらないのでしょうか。また、手続きをする際の留意点があれば教えてください。

「脳血管疾患や虚血性心疾患等」について労災補償請求するときの手続きは負傷等の労災手続きと同様です。すなわち、請求人が該当する請求書を被災労働者が働いていた会社を管轄する労働基準監督署長に提出すればよいのです。その際の請求手続きは、被災労働者本人またはその遺族が行うことになっています。

なお、「脳血管疾患や虚血性心疾患等」については、専門的な医学上の知識がないと判断が難しい場合もあり、請求人が請求するか否かを迷っていたため、請求時期を失ってしまふ時給によりその権利が消滅することも考えられますのでご注意ください。業務上での問題は、一般の方には難しい場合もありますので、最寄りの労働基準監督署に相談されることをお勧めします。

解説

請求手続き
労災保険の請求手続きは、被災労働者本人またはその遺族が行うことになっています。会社（事業主）は、請求手続きの手助けをしてくれることが本来の役割です。

関連設問

- 労災補償請求の際の会社の証明
- 業務起因性をめぐる被災労働者の遺族と労働基準監督署長の訴訟手続への事業主の参加

高額和解20事例

№	金額(万円)	事件名	年	事故内容	その他
1	1億6,800	D広告	2000	過労自殺(24歳、ラジネ用品)	1審判決17,500万 東京高裁で増額
2	1億3,210	D化成工業	1992	化学工場爆発	死者9人、重傷16人平均6,708
3	1億2,000	J石油	1992	コンビナート爆発	死者10人(男性2歳)平均は8,000
4	"	M重工工研	2005	過労死(生年)	46歳、室長
5	1億1,350	A製鉄	2000	過労自殺(41歳、掛金)	広島高裁で増額 1審判決5,200万
6	1億0,000	Xプロ	1989	撮影中刀が運動服を切断	民間の傷害保険万全、製作者負担万円
7	9,680	K石油	1977	タンクの爆発による死亡	死亡3人、重傷9人平均4,280万
8	9,260	T興業	1978	建設現場で自動車ごと落下	所長死亡、部下2名死亡
9	8,250	自衛隊部山	1992	積込機による重傷	自衛隊中 任意、保険金100万
10	8,200	K道路	2004	向車ミスで砕石圧死	
11	8,000	S機業	1992	H市の公共工事で橋げた落下	男性(28-46歳)死亡、同一企業
"	"	K建設	1990	建設現場で倒れ、その後死亡	過労死非難、労災の申請拒否、労災
13	7,500	K出版	2003	過労死(30歳)	数量不明で知
14	7,250	M運輸	2002	トラック運転手の過労死	1審判決4,600万 大阪高裁で増額 富山高裁同額 差額相和、増額
15	7,000	A鉄研	1981	トラックの吊物が落下し転落	
"	"	N電機	2000	過労死(37歳)	狭義による過労死 ノルマを自己で押し付け
"	"	T建設	1997	過労自殺(35歳)	46歳
18	6,800	郵政公社	2004	うつ病で自殺	女性、48歳
19	6,080	T銀行所	1979	エアガンライフルで射撃の破壊	両目失明、脳脊髄液漏れは7,500

関連設問

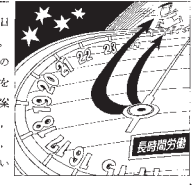
- 上積補償と損害賠償との関係
- 労災上積補償制度の必要性と遺族の生活維持

第5節 精神障害（心因性障害）・自殺

※長時間労働に従事した広告代理店の従業員が自殺した場合における会社の安全配慮義務

（キーワード）◎長時間労働と安全配慮義務違反 ◎長時間労働と自殺の相関因果関係

当社は、広告代理店ですが、先日当社の男性従業員が自殺しました。彼は入社10年の中で、テレビのゴールデンタイムの時間帯のCMをセレクトしたりイベントを企画立案する部署にいました。彼の部署は、社内でも有数の忙しさが午前1時、2時は当たり前で仕事をこなしていました。自殺したのは8月でしたが、1月以降業務の増量があり、7月になると4日に1回、8月には3日に1回は午前6時まで残業していました。そして、食品会社主催のイベントのため阿蘇山に登山し、3日間のイベントの終了後、自殺を回って死亡しました。その後、遺族から今回の自殺の原因は長時間労働が原因であるとして、会社に損害賠償を求めてきました。会社にはどのような責任があり、どう対処したらいいのでしょうか。



関連設問

- 会社の従業員が、会議中に倒れ、翌日脳出血により死亡した場合の会社の責任
- 石綿粉じん吸入による悪性中皮腫発症・死亡と会社の安全配慮義務

- 帰宅途上災害
- (4) 事業場外での行事参加後の帰宅途上災害
- (5) 宿泊場所の変更
- 自宅以外の場所から出勤した場合の通勤災害
- (6) 合理的理由による通勤経路変更
- 禁止のマイカー通勤時の通勤災害
- (7) 逸脱・中断
- 介護のための立寄り通勤災害
- (8) その他
- 通勤行為は、一日一往復に限られるか

VI その他

- 1 特別加入者
- (1) 特別加入の場合の災害補償
- (2) 補償給付の対象と給付手続き
- 2 労災訴訟
- (1) 公務文書
- (2) 労働者性

第3編 労働災害と会社の賠償

I 負傷事故（死亡事故を含む）

- 1 墜落・転落・転倒
- 技術研修を目的に出向している下請労働者が、出向先会社（元請会社）の監督している建設現場で転落し、死亡した場合の両者の責任
- 建設現場で孫請け労働者が、トタン屋根の張替え作業中、足を滑らせ墜落し頭蓋底骨を骨折し、死亡した場合の会社の責任、本人の責任

- 2 はさまれ巻き込まれ
- 食品工場のパートタイマーが、ベルトコンベアーに右手指を巻き込まれ右腕を切断した場合の会社の責任
- 3 崩壊・倒壊
- ゴルフ場内で発生した土砂崩れ事故により職員が生き埋めとなり死亡した場合のゴルフ場を運営する会社の工物責任
- 4 飛来・落下物
- 地下鉄建設現場で、H鋼が孫請業者の従業員の上に落下し負傷した事故における下請会社および下請会社の現場責任者の責任
- 5 激突
- 鉄鋼会社が、リース会社から借りた運転手付きクレーン車で、玉掛けされた鋼管を移動中に、従業員に鋼管が激突し負傷した事故における安全配慮義務（高温・低温物との接触）
- 化学物質過敏症の罹患と安全配慮義務
- 7 火災・破裂・爆発
- 造船会社から船舶の塗装工事を請け負った塗装会社からさらに下請けした会社の従業員が、ガス爆発事故により火傷を負った場合の造船会社の不法行為責任
- 8 感電・ガス中毒
- 電柱で作業をしていた鉄鋼会社の従業員が、高圧線に触れて感電し、死亡した場合の被災者の遺失利益

- 9 交通事故
- 会社の車両整備工場で、従業員が大型自動車と同僚の頭部を轢き、即死させた場合の会社の責任
- 会社の従業員の車を運転中、車を追突させ、同乗していた同僚を死亡させた場合の会社の安全配慮義務
- 10 その他
- 依頼を受けた会社で、夜間警備中に警備員が強盗に殺害された場合の会社の責任
- 会社の従業員同僚が、仕事上のことで口論となり、一方が他方に暴行を加え負傷させた場合の会社の使用者責任

II 疾病（死亡事故を含む）

- 1 腰痛
- ピアノ運送会社の従業員が腰椎ヘルニアになった場合の会社の安全配慮義務の有無
- 2 頸肩腕症候群
- コンピュータの端末からデータを入力する仕事をしている女性従業員が頸肩腕症候群に罹患した場合の女性従業員の自己保健義務
- 3 ガン
- 黒鉛電極製造会社の工場において従業員が肺ガンにかり死亡した場合の会社の責任
- 4 じん肺
- 精錬所の従業員がスクレーパー作業で発生する大量の粉じんによってじん肺に罹患した場合の会社の株式の50パーセントを保有する親会社の責任

- 5 精神障害（心因性障害）・自殺
- 長時間労働に従事した広告代理店の従業員が自殺した場合における会社の安全配慮義務
- 6 脳・心疾患（過労死）
- 会社の従業員が、会議中に倒れ、翌日脳出血により死亡した場合の会社の責任
- 7 有機溶剤中毒
- 塗装作業に従事していた機械機器製造業の従業員が、塗装で使用するトルエンが原因で有機溶剤中毒に罹患した場合の会社の責任
- 8 難聴
- 9 振動障害
- 10 その他

第4編 労働災害と示談・上積補償

I 示談

- 地下鉄建設工事の工事現場で、H鋼が下請業者の従業員の上に落下し負傷した事故に関し、元請会社と被災者との間に交わされた示談書の効力

II 上積補償

- 黒鉛電極製造会社で長期にわたり黒鉛電極製造業務に従事した従業員が肺ガンにより死亡した場合の会社独自の上積補償と慰謝料の関係

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

ホームページからのお申し込みは

<クレジットカードでもお支払いいただけます。※>

※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
 - 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社

本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

関西支社
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

東北支社
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

九州支社
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

東京支社・西東京営業所
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社
さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社
名古屋市中区泉1-1-39 〒461-8550



担当



(600760) [0912]

労働災害QA (600767) 2009.12 H1